

パッケージカスタマイズ 取引・契約モデルの全体像

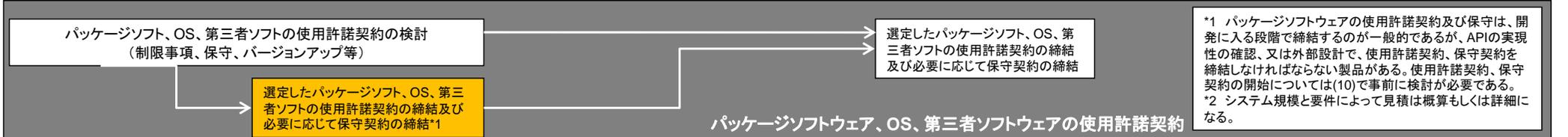
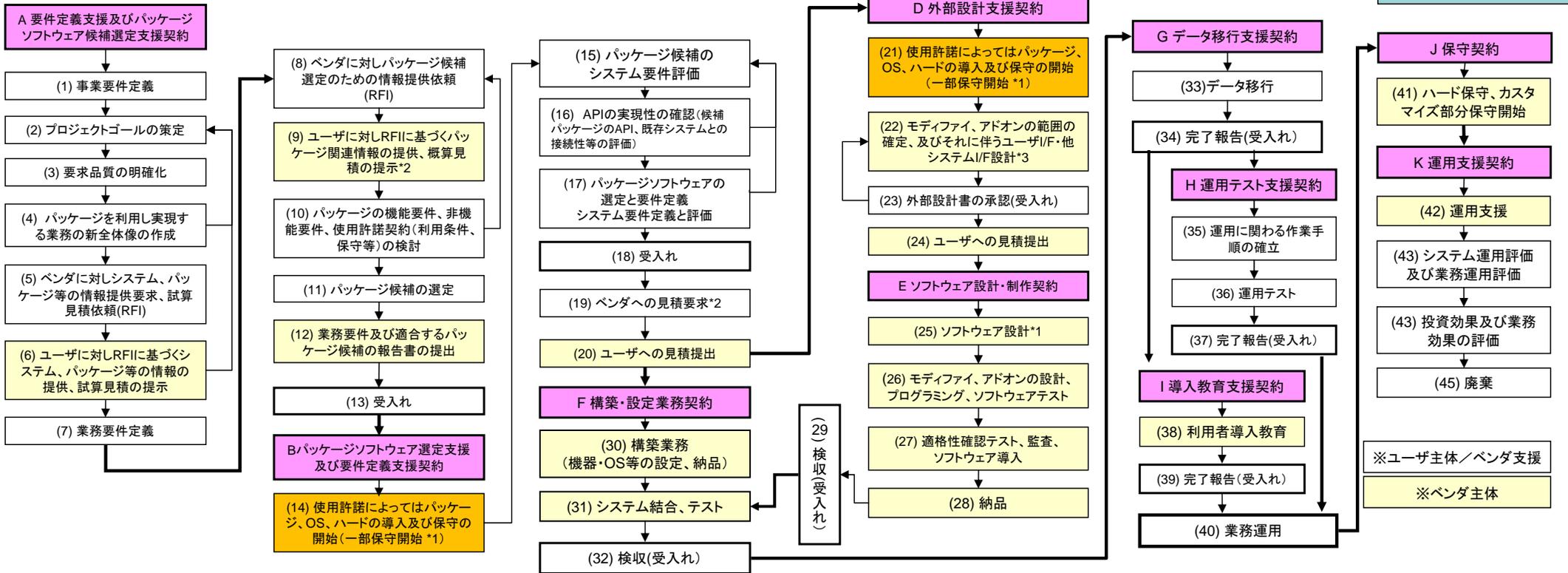


パッケージソフトウェア利用コンピュータシステム構築委託契約書

重要事項説明書 A要件定義支援及びパッケージソフトウェア候補選定支援業務契約(カスタマイズモデル): 準委任、(1)~(13)適用、Bパッケージソフトウェア選定支援及び要件定義支援業務契約(カスタマイズモデル): 準委任、(14)~(18)適用

重要事項説明書 D外部設計支援業務契約: 準委任・(21)~(23)適用、Eソフトウェア設計・制作契約: 請負・(25)~(29)適用、F構築・設定業務契約: 請負・(30)~(32)適用、Gデータ移行支援契約: 準委任・(33)~(34)適用、H運用テスト支援契約: 準委任・(35)~(37)適用、I導入教育支援契約: 準委任・(38)~(39)適用

重要事項説明書 J保守契約: 準委任・(14)(21)(25)(41)適用、K運用支援契約: 準委任、(42)適用



■参照すべき規格: 共通フレーム2013「2.1 企画プロセス」・「2.2 要件定義プロセス」、JIS Q 20000 情報技術—サービスマネジメント、JIS Q 27001 情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項、JIS X 0129-1 ソフトウェア製品の品質
 ■チェックリスト: コンサルタントチェックリスト、セキュリティチェックリスト

■参照すべき規格: 共通フレーム2013「2.2.4 要件の評価」・「2.3 システム開発プロセス」・「4.6 監査プロセス」、JIS Q 27001 情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項、JIS X 0129-1 6. 外部品質及び内部品質のための品質モデル・A.1.2 内部測定法・A1.3外部測定法・A3測定法の選択及び測定基準
 ■チェックリスト: RFPチェックリスト、パッケージ選定チェックリスト、SaaS/ASP選定チェックリスト

■参照すべき規格: 共通フレーム2013「3.1 運用プロセス」・「2.6 保守プロセス」、JIS X 0129-1 7.1 利用時の品質、JIS X 0161 ソフトウェアライフサイクルプロセス—保守
 ■チェックリスト: 検収チェックリスト

パッケージオプション 取引・契約モデルの全体像

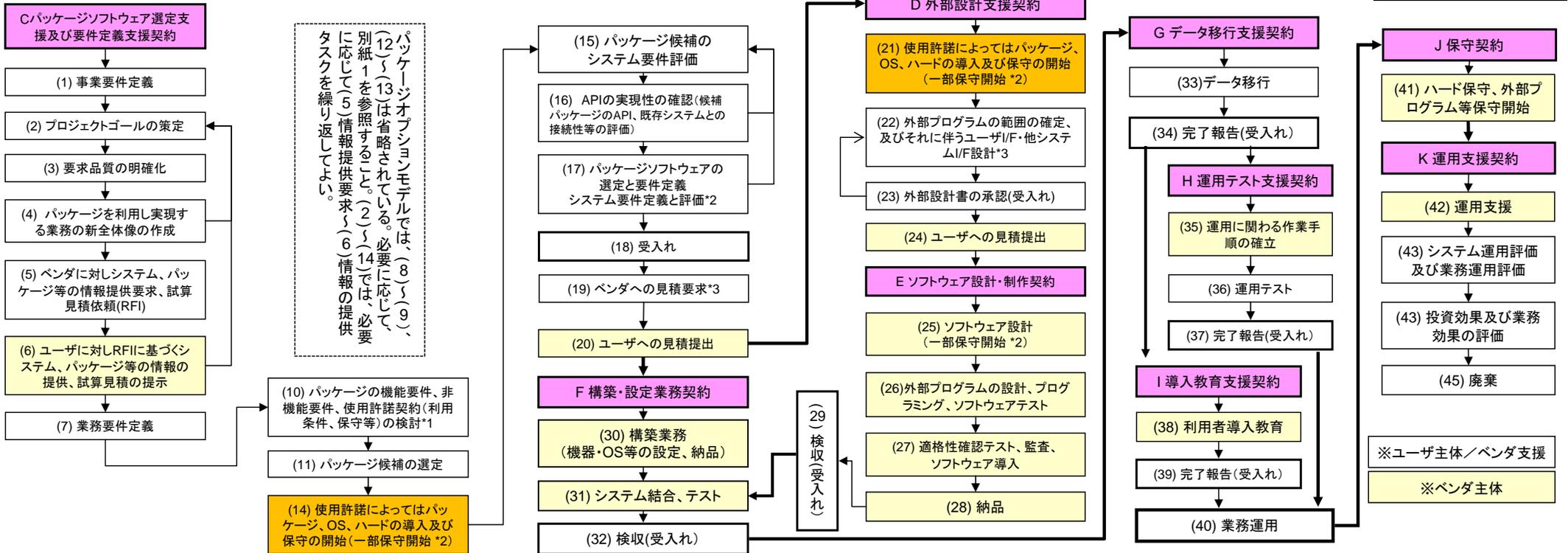


パッケージソフトウェア利用コンピュータシステム構築委託契約書

重要事項説明書 Cパッケージソフトウェア選定支援及び要件定義支援業務契約(オプションモデル) : 準委任、(1)~(18)適用

重要事項説明書 D外部設計支援業務契約: 準委任・(21)~(23)適用、Eソフトウェア設計・制作契約: 請負・(25)~(29)適用、F構築・設定業務契約: 請負・(30)~(32)適用、Gデータ移行支援契約: 準委任・(33)~(34)適用、H運用テスト支援契約: 準委任・(35)~(37)適用、I導入教育支援契約: 準委任・(38)~(39)適用

重要事項説明書 J保守契約: 準委任・(14)(21)(25)(41)適用、K運用支援契約: 準委任、(42)適用



パッケージオプションモデルでは、(8)~(9)、(12)~(13)は省略されている。必要に応じて、別紙1を参照すること。(2)~(14)では、必要に応じて(5)情報を繰り返し提供すること。(6)情報の提供に留意すること。



■参照すべき規格: 共通フレーム2013「2.1 企画プロセス」・「2.2 要件定義プロセス」、JIS Q 20000 情報技術—サービスマネジメント、JIS Q 27001 情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項、JIS X 0129-1 ソフトウェア製品の品質
■チェックリスト: コンサルタントチェックリスト、セキュリティチェックリスト

■参照すべき規格: 共通フレーム2013「2.2.4 要件の評価」・「2.3 システム開発プロセス」・「4.6 監査プロセス」、JIS Q 27001 情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステム—要求事項、JIS X 0129-1 6. 外部品質及び内部品質のための品質モデル・A.1.2 内部測定法・A1.3 外部測定法・A3 測定法の選択及び測定基準
■チェックリスト: RFPチェックリスト、パッケージ選定チェックリスト、SaaS/ASP選定チェックリスト

■参照すべき規格: 共通フレーム2013「3.1 運用プロセス」・「2.6 保守プロセス」、JIS X 0129-1 7.1 利用時の品質、JIS X 0161 ソフトウェアライフサイクルプロセス—保守
■チェックリスト: 検収チェックリスト

*1 パッケージソフトウェアのオプション製品も候補選定、評価する。
*2 パッケージソフトウェアの使用許諾契約及び保守は、開発に入る段階で締結するのが一般的であるが、APIの実現性の確認、又は外部設計で、使用許諾契約、保守契約を締結しなければならない製品がある。使用許諾契約、保守契約の開始については(10)で事前に検討が必要である。
*3 システム規模と要件によって見積りは概算もしくは詳細になる。